

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-48	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ。
Ⅱ-49	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の前半 2 ページのみ。
Ⅱ-50	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ文章の前半 2 ページのみ。
Ⅱ-51	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 8. その他 近隣住民は、長年にわたり、梨生産業務の重要性について、理解し、多大な協力を続けて来た（作業時の騒音、薬剤散布の受容など）。 これらは、時には、生活に支障を来たす場合もあったが、市が梨の生産を支援し、全国的にアピールしているものと理解し、協力して来たものである。 諸事情はあろうが、一部の梨生産業務が継続困難になったからといって、安易に、別業態に転用しようとすることは、長年の信頼・協力関係を踏みにじるものであり、先ずは、梨生産業務継続の根本的な改善を、優先的に進めるべきと考える。 そうした姿勢は、市を如何に魅力的なのにするかということに繋がり、市民の理解・協力が得られるのではないかと思斜する。
Ⅱ-52	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 とても住みやすい町として暮らしてきました。 緑豊か、青空のきれいなところ です。 入居時、公団の方から、住宅地として開発した地域なので、住宅以外は建つことがないと説明があり、安心して購入しましたので、構想の建物が建つことはないはず です。 データセンターは事務所ではなく、大量の重油を貯蔵し、変電所、非常用発電機も備えていることは、建築基準法の「事務所」には明らかに該当しません。 住宅地に隣接してデータセンターと称して違法な建設に反対します。
Ⅱ-53	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 データセンター建設には反対である。 ・閑静な住宅地として入居したが、業務用の高層の業務用ビルが建設される事により、景観が損なわれる。 ・住宅地の中を業務用車両が住民の生活道路を通過して、住民が安心して通学、通園、通勤ができない。 ・高層ビルが近くに建てられる事により、ビル風、日照権の侵害等々、我々住民では予測のつかない諸問題の発生に当会社ではどう対応するのか全く解答がない。 ・当社の利益第一主義の在り方に、今回のデータセンター建設反対である。
Ⅱ-54	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 この場所にデータセンターは不要である。 具体的には日照の低下と風と騒音である。 日照については、第一種低層住居専用地域に隣接している地域に 4 0 m の建物は不適當である。第一種低層住居専用地域では 1 0 m 程度であるからして、高さもそれに準じるべきである。いくらセットバックをとっても 4 0 m

番号	提出者	意見書の内容
		ではかなり日照が阻害される。 風も問題で、白井駅前にマンションが建築する前と後では風がかなり吹くようになってしまい、ここのデータセンターが建築されると、この辺りの家は年中風に悩まされることになります。 騒音も住宅に近いので、24時間365日あるのは、相当のストレスになります。 白井には工業団地というピッタリのエリアがあるので、データセンターはそちらで建てればよい。 印西の政策を上っ面だけ真似せず、しっかり成功している要因を分析して計画してほしい。
II-55	白井市の住民	II-2と同じ文章の後、 1. 高さについて（他） 「高さ制限40m」はあまりにもひどい。隣が第一種住居専用地域なのに考えられない。住民の事は考えず、業者の言いなりになっているのは、正しい政策か？ 日照被害だけでなく、多くの害がある建物を誘致するのか。高さ40m2棟が連なって、横巾200mの壁の建物。風被害もある。 ガーデンハウスは、35年めとなる古い家屋で、木造家屋も多くあります。今でも少し強風が吹くと、家が揺れるのに、DCが建ったら、壊れてしまう。 駅前のマンションの横を通る時、風が倍増して、傘が壊れたり、なかなか前に進めないくらい風被害はすさまじいものです。 市長、副市長、市議会議員の方、市の職員の方々は、市民が安心、安全に暮らせるようにする義務がありますよね。DCが建ったら、毎日苦痛で不安な生活です。 2. 重油貯蔵の建築物 20KLを超える重油を貯蔵する建築物は、工業地域または工業専用地域にしか建設できないはずですが。 本件データセンターの発電機用重油の貯蔵量はしゅくなくとも72KLを超えると考えられるので、許せないです。 大量の重油を貯蔵し発電設備を内蔵するという「危険な建物」のデータセンターを第一種住居専用地域の真ん中で、学校の目の前に建設することはありえない。 これを許容する地区計画の決定は明らかに違法です。 大量の重油を貯蔵し、発電所、非常用発電機も備えているデータセンターは、建築基準法の「事務所」ではありません。 都市計画法に違反します。 3. 要望 周辺住民の「安心、安全な暮らし」を守ってください。義務を果たして下さい。 日照被害、風害、24時間の騒音、熱さ、危険、周辺住民に大きな損害を与える政策で正しいのか。 税収のために、何十年も高い住民税を払ってきた住民と寄らず、業者の言いなりの市は、住民を守る気がないのか。 更に多くの問題が出てきても業者の味方ばかりするのか。 損害賠償するのか。

番号	提出者	意見書の内容
		強行するなら、ここに住めない。 市の税収のために、なぜ周辺住民だけがひどい生活をしないでほしいのか。 入居時の価格で買い取ってほしい。 他の工業団地や住宅から離れた場所に変更して下さい。 桜台のデータセンター予定地にも、同じ業者が建設するのは、1番税収が増える業者として、積極的にデータセンターを誘致しているのではないですか。 このまま強行したらおかしい。 多くの周辺住民が反対しているのにです。 市長、副市長、市議会議員、市職員の方々は、市民を守ってください。 耳を傾けて下さい。 お願いします。 もし、このまま強行するならば、高額な市税収入の為、ひどい目にあっている周辺住民に「迷惑料」としての手当や固定資産税の免除など実施するべきだと思います。
Ⅱ-56	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 低層住宅地の中に、40mもの建物を建てるというのは、色んな面から考えても、ありえない事は明白です。 良識的な町作りの計画を、企業の誘致の為なら、法を曲げてでも許可するというのは、間違っていると思います。 データセンターにしても、計画案を都合のいいように変更したり、信頼できる会社か疑問です。
Ⅱ-57	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 35年前に住宅都市整備公団より分譲された住宅に居住しております。 当初は、抽選倍率は5倍程度。当時はスーパーも駅前のダイエーのみ。 こんな田舎にもかかわらず価格が5千～8千万円と他に較べても割高でした。 これは周囲が第一種低層住居専用地域で良好な住環境であったと納得しておりました。 笠井市長、リタイア後は環境の良い白井市内に引き続き居住されると存じますが、突然家の道路をへだてて、高さ40mのデータセンターが建設される事となったら、どう対処されますか？ 白井市の財政の為に受忍されますか。 それとも場当たり的な都市計画をなげきますか。 隣の印西市長は市内の中心部、イオンの隣のデータセンターの計画に対し、市の中心部、市の顔となる場所にデータセンターはそぐわないと拒否する姿勢を明らかにされました。 当市も良好な住環境をないがしろにする計画は拒否し、100年後も大いなる後悔と汚点を残す事がない様に希望します。
Ⅱ-58	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 「白井の梨」はブランド梨で、副駅名に「ときめき梨の里」と周辺地域の活性化に基づいて設定されているのににもかかわらず、後継者不足で土地を売りたい、利益を上げるデータセンターを建てる意味がわからない。 すみやすい街づくりは人口を増やし税収を上げ、教育、福祉を充実させる。これが本来の姿ではないか。 梨農家の後継者不足については、どうすれば存続できるか？

番号	提出者	意見書の内容
		ブランド梨を守れるか、を考えるべきではないか？ 土地を売るのは仕方ないとしても、市民、住民にメリットがある持続可能な公園、スーパー、ドッグラン、フィットネスジム、プールなど、多くの人が利用でき、活気があるものをつくるべきと思う。 30 年以上ここに住み朝陽を浴び目覚め、月を見ながら寝る子の生活をこわさないでほしいと切に願う！！
Ⅱ-59	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 1 第 1 種低層住居専用地域の真ん中に、住宅地に近接して建物本体 40m＋地上施設 8mの 50m程度の高さの建造物を建てる事は、日照、空気の流れに大きく影響を与ばす。 2 非常用発電機用の重油タンクが住宅地の中に設置することは防災上問題がある。 3 騒音、温度上昇など大気に影響を与える。 4 当事業会社は高さ 15mの素案を通過した後、40mの計画に変更してきた。このような業者は工事開始後 50mの高さに変更するのでないか。 以上などにより、この計画に強く反対する。
Ⅱ-60	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 30 数年前に夢と希望をもってこの池の上の地に引っ越してきました。 並木道を中心に広がる落ち着いた住宅街、木漏れ日がゆれる静かなメインストリートを中心に学校、病院、ショッピングセンターなどすべて徒歩圏内。 ガーデンハウス白井は快適な住宅環境とゆったりとしたおもむきが見事に調和したワンランク上をゆく街。 本物の愛する人々の心をたしかな安らぎでみたくします。 こういうキャッチフレーズで私たちを誘いました。 たしかに、高等学校ができ病院ができ、スーパーも私たちの生活に必要な建物は増えてきました。 しかし、DC は、約束違反です。 企業の金もうけのため、建築物などの法律を改訂してまで、建設していいはずはありません。 この事案のために、失われる損失を考えてください。 私たちの未来を書き換えなくて、次の世代に渡していきたいです。
Ⅱ-61	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 都市計画の素案（15 m）の倍以上（40 m）は異常ですし、第一種住宅地域、しかも学校の目の前にデータセンターは適さないで、白紙に戻してほしい。 そもそも問題点は色々ありますが、データセンターそのものが何年後かには不要になる可能性もある。 （光量子コンピュータの普及で） そんな建物を作る意味がない。
Ⅱ-62	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 第一種住宅専用地域のまん中、しかも小、中学校、幼稚園、障害者支援センターの前に 40 mもの高さのデータセンターを建設すると言うのが間違っています。 いろいろと問題はありますが、大量の重油貯蔵の違法な建物は明らかに違法であり許せません。 DC を建設するにはふさわしい場所ではないので白紙に戻すべきです。

番号	提出者	意見書の内容
		住民の生活に欠かせないスーパーなどの建築を希望します。
Ⅱ-63	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 ・色々な意味で違法な地区計画である事。 ・重油貯蔵の違法 ・建築基準法の「事務所」に該当しない ・その他住民の平穏な生活を破壊する違法なデータセンターは建設すべきではない。
Ⅱ-64	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 白井シティプロモーションは、「白井のみらいをみんなで描く」ことを提案し、「白井への愛着・誇り」を育てようとしています。 しかし、市民の生活環境を破壊して「私企業の未来の儲けだけを描く」今回のデータセンターの建設計画は、これらに真向から対立します。 「ときめきとみどりあふれる快活都市（白井）」のキャッチコピーは、どこにいったのでしょうか。 行政の長として、市長は文教地区の教育環境の破壊を防ぐべきです。 本データセンターの建設計画の中止を主導して頂きたいと思います。
Ⅱ-65	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 日中家で過ごすことの多い主婦としては40メートルの建物が目の前に建ち圧迫感を感じながら日々生活するのはストレス以外のなにものでもありません。 日当たり時間も季節によって短くなり生活に支障が生じます。 住宅や教育施設の多いこの場所に巨大な建物データセンターを建てるのは絶対反対です。
Ⅱ-66	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 データセンター内に36基のオイルタンク重油72KLという膨大な貯蔵量。 近隣住民に危険を及ぼす建物は、我々の住環境を脅かすものである。 計画を再度見直し、住宅影響のない場所に考え直すべきである。 データセンター建設は絶対反対である。
Ⅱ-67	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 ある日、自分の家の横に突然40mもの建物が数棟建てられたら、どう思いますか？ 今までの生活が壊され、健康が損なわれる可能性大です。 また、約束していたことを一方的に反故にされたら、どう感じますか？ 白井市ではそのような仕事の仕方が許されるのでしょうか？ 他人事ではなく、自分のこととして考えてください。 税収増の為、データセンターを建てるなどと言いません。 でも、場所を考えてください。 白井市にも誰にも迷惑にならないデータセンター建設に適した場所があるはずです。 文教地区と言われる場所で子ども達を危険にさらすようなことは決してしないでください。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-68	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 ①DC の高さ及び日照に於いても反対しているのにもかかわらず、強行し、住民の賛成もなしにしているのはいかがなものか。 ②重油など貯蔵している建物である事を知らされずに後出しの説明会で言われる事は不信でしかない。 住宅地の隣に住む私共は、有事の時も心配で許しがたい。 ③もし建物の建設の工事が始まって、家への被害（ひびや騒音、家のゆがみ等）があった時、どう対処してくれるのか。 市が決議して決めた DC なら当然市が補償等してくれるのでしょうか。 その様な事が出た場合はっきり市議会で討論し、出来なければ白紙撤回してほしい。 ④住宅地の中心にこの様な高層のデータセンターを作る事は許しがたい。ここは文教地域です。 こんなにも市民が反対しているのに、なぜ市長は強行するのか？ 農地はやはり農地でと言うのも無理ならせめて、住宅地としてほしい。 ⑤DC に建物を作りやすい様に県道まで迂回して住民をないがしろにするのはいけない！！ なぜ、1 企業の為に道路まで作り、税金まで使っているのか不信です。県道の迂回は止めて下さい。 全体の設計を高さの件、道路の件、すべて住民の納得出来るものでなければこの DC は白紙に戻すべし。 他の考えで住民も話し合いに入れて新たに出直していただきたい。 以上
Ⅱ-69	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 我が家の隣に、40m の建物が複数棟建つことは、日照被害、住環境を脅かすものであり、到底理解できるものではない。 今までどおりの健康的で平穏な生活を営むためには、データセンターの建設は直ちに中止するべきである。
Ⅱ-70	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 計画に反対です。 住環境を守ってください。
Ⅱ-71	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 40m もの高さの建物が我々の居住地域の日照時間をかなり遮る事になり、かつ、巨大な壁のような圧迫感が出る。 更に、発電設備等での騒音、周辺への危険度もあがり、住環境に大きな影響が出る。 この計画に反対！
Ⅱ-72	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 住宅及び小学校、中学校、保育園、障害者支援センターのある地域の環境を破壊するデータセンターの建設に反対です。
Ⅱ-73	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 7. 住民目線の行政判断を 前述したような本件地区計画の違法性に加えて、白井市行政サイドはデータセンターを計画している事業者側に寄り過ぎている感がある。

番号	提出者	意見書の内容
		我々近隣住民は長きにわたって税金を白井市に収めている納税者であり、白井市は住民の安全で健康的な生活を守る責任があります。 その観点に立って近隣住民が受け入れられるような事業計画に変更・修正する方向で尽力していただくよう強く求めます。 8. 本件地区計画の代替案の検討を 私はデータセンターそのものに反対している訳ではなく、白井市内にはデータセンターの立地に適しているエリアが他にあると思います。 そうした適地を再検討されるよう求めます。 同時に本件地区計画の当該地は、梨栽培農家の実情もあることは承知しています。 そこで地権者である梨農家にも賛同していただけるようなこの当該地の活用方法について提案します。 少子高齢化は白井市においても例外ではなく、高齢化に伴う様々な問題・課題が急速に押し掛かってくるのは避け難い状況です。 このため、高齢者の健康維持や交流拡大を図れる高齢者専用住宅や医療機関を当該エリアに設ける案です。 大地震など大規模災害時に耐えられるような施設にすれば安心ですし、住民税や事業所税などの収入も見込めます。 このような案についてもぜひご思考してください。 以上
Ⅱ-74	利害関係人	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 昭和63年、白井町民憲章には“自然を愛し、調和と潤いのある住みよいまちをつくりましょう。”…と、また、市政誕生のおりには、将来像として住民参加で快適な健康文化都市を目指すといっておられました白井市。 その言葉を信じてすみ続けた私たちにこの度の DA の建築で住民への負担をもとめておられるのはどういうことでしょうか。 すべて昔がよかったとは申しません。 ただ、昔いったこと、考えたこと、そして時代がかわったということで、すべてその志がなかったといわれては、なにを信じてこれから住み続けるのでしょうか。 DC の建築に反対いたします。
Ⅱ-75	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 住民の安全を守る施設、子供達の将来を考えた建物を建設して欲しいです。 高齢者施設を希望します。
Ⅱ-76	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 市民の平穏な生活を破壊する本計画は全く理解できず、再三反対を市民が訴えているのに進めようとする姿勢は異常でしかない。 反省を求めると共に重ねて白紙撤回を求めます。
Ⅱ-77	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 断固反対

番号	提出者	意見書の内容
		白紙撤回を求めます。 ①住民のために安心・安全な町を謳っている市長なのに、今回の事業は住民の声を無視した事業。大変迷惑です。 ②これから先の生活について、こんなにまで悩ませ、不安に陥れ、家庭的にぶつける先のない苛立ちでギクシャクとした関係性が生まれ、大変苦痛な毎日を送っており、悲しすぎです。 ③安心して安定した生活をメチャクチャにする権利はないはずで白紙撤回を求めます。 提案施設 ①身体障害者入所施設（居住できる） ②老若男女が気楽に交流できる場所 ③農地の貸し出しで作物をつくり販売するような所（区割りした農地） ④ゆいまーるのような低料金で自立した高齢者が入居し、自由に趣味を生かした生活を送り、質素ではあるが心のこもった仲間に見送られながら旅立つような（簡素な葬儀）幸せな人生が送れるような場所
Ⅱ-78	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 建物の高さ 周りが第１種低層住民専用地域に隣接する市街化調整区域に４０ｍの建物を建設することはあまりにも誘致企業、地権者の利益を優先した内容。 また、当初１５ｍ～２０ｍの建物を建設する旨の都市計画審議会で説明していながら、突然高さ４０ｍの建物を建設する説明があり、近隣住民が繁多する中、強引に本事業を進めることは納得できるものでない。 事業の安全性 重油貯蔵等全く知らされていない内容が次々として出てきているが、スタート地点からこれまで近隣住民に対し、リスク説明が行われていないこと。 どんなリスクが内在しているか説明が必要。 建物の高さ 周りが第１種低層住民専用地域に隣接する市街化調整区域に４０ｍの建物を建設することはあまりにも誘致企業、地権者の利益を優先した内容。 また、当初１５ｍ～２０ｍの建物を建設する旨の都市計画審議会で説明していながら、突然高さ４０ｍの建物を建設する説明があり、近隣住民が繁多する中、強引に本事業を進めることは納得できるものでない。 事業の安全性 重油貯蔵等全く知らされていない内容が次々として出てきているが、スタート地点からこれまで近隣住民に対し、リスク説明が行われていないこと。 どんなリスクが内在しているか説明が必要。

番号	提出者	意見書の内容
		子供達の安全 通学、通園の為に多くの子供達が通る道路を大型ダンプが大量に行き来する以上、相当のリスクがあることが想定される。市としては企業責任にせず、子供達の安全を考え、通行時間に制限を加える等の処置を検討すべき。 近隣住民の居住 大型車両が行き来する時の騒音、振動は想像を絶するものがある。 また、工事期間中の振動、騒音でかなりの負担を強いられるがそれに対する補償は考えられるのでは。 また、日照被害を受ける住民に対する補償はどうなるのか。 土地の活用 近隣との調和を考えれば、住宅がベスト。 但し、地権者の売却額は大幅に低くなり、捕らぬ狸の皮算用になるが、市街化調整区域である以上やむを得ないのでは。 老健施設とか、周りの環境に馴染むものを時間をかけ検討して欲しい。 データセンターが今のはやりですが本当に将来とも約束されたものでないのでは。
Ⅱ-79	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 ・巨大ビルに断固反対 住宅地の「どまん中」に40mから37mに変更されたとしても考えられません。 当初15～20mの説明が突然40mにの説明納得出来るものではありません。 断固反対です。 ・重油タンクの安全性 道路を挟んで向かい側目の前に、保育園、幼稚園、小中学校、近くに高校まである「文教地区」に複数の重油タンク、通学路に工事の大型ダンプ、子供達の安全と安心を考えると不安しかないし、私達住民も不安です。 ・日照被害者への救済 地権者の方から「ごめんなさい、我慢して」って言われたと聞きました。何故私達が「我慢」して日々を過ごさなければならないのでしょうか？ 「補償」は考えてもらえるのでしょうか？ ・市街化調整地区だから 高い建物が建つ事がないから安心と引っ越して来ましたが、まさか40mの建物ありえないです。 時代は変わると説明がありましたが、3年前の聖仁会病院、職員住宅の跡地には第一種低層に変更して低層住宅地になっているのに、今回はなぜ40mのビルにするのですか？ 低層住宅のどまん中にです。 この様な計画は即中止すべきです。断固反対します。
Ⅱ-80	白井市の住民	Ⅱ-2 と同じ文章の後、 一旦、日本 GLP 社は建物を段状とし、住宅に近い部分の高さは15mにおさえ、離れるにしたがって20m、26

番号	提出者	意見書の内容
		mなどと徐々に高くする修正案を作成したにもかかわらず、昨年9月の住民説明会で同社は住宅に近い部分でも高さが40mある再修正案を提示した。 再修正案で元に戻ってしまった計画の変更には到底納得できない。 40mの高さは、事業者が提案したプランをそのまま受けたもので、市の主体性はなく、どうして住民を無視し、事業者側の立場に立つのか、40mの高さを市が十分配慮した数値と思うのであれば、その根拠を明確にすべきである。 日影、騒音、排熱、圧迫感、電磁波等、住民に対し多大な悪影響のあるこの地区計画に断固反対します。 会社と組合の関係と同じように、お互いに真摯に向き合い、誠実に話し合い、健全な経営（行政）を目指すべきである。
Ⅱ-81	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 我が家は静かな住環境に魅力を感じ、現在の家を購入した。 梨畑と教育施設に恵まれたのどかな環境で、第一種低層住居専用地域の為、まわりに高い建物が建設されることはないと感じたからである。 それが今回のデータセンター建設、それも40mもの高層と知り、とても裏切られた思いである。 市は「しろいこどもプラン」で「子育てしたくなるまち」を目指すと言っているが、幼稚園から高校、障害者施設まである白井市の文教地区に、このような高層のデータセンターを建設することが、市の目指す方向と逆行していることを理解できないのだろうか？ 建設中は多くの車両の通行で、冬は建物の日陰になることによる道路の凍結で、子供達の通学はとても危険である。 この様に子供達に対して思いやりのない白井市に新しく住みたいと思う人はいるだろうか？ 若い子育て世帯を呼び込みたいはずなのに全く逆効果である。 また、建設完成に約8年かかるとのこと、8年後にこのデータセンターを有効活用できるのか。はたまた疑問である。 その頃には全く使い物にならない建物になっている可能性は大である。 日本のあらゆる土地を買い漁っている中国企業等に二次譲渡されるのではないかと、恐怖でいっぱいである。 今後他市に引っ越すことも考えなければならなくなるのがとても残念である。（今回の計画により、すでに転居された方がおられることをお知らせします。）
Ⅱ-82	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 池の上、南山と住宅街にかこまれている地域においてのデータセンター建設には反対します。 あまりにも高さが高すぎます。 当初の案より、高くなったことにも疑問を感じます。 住みよい住環境を守ることはとても大切だと感じます。
Ⅱ-83	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 近隣の市でも問題になっている計画を押し進めるのは、長年住んできた住民の気持ちを無視したものであり、もっと市も自分の事のように考えるべき。

番号	提出者	意見書の内容
		農地だったから、と建物を建てられない様にするのではなく、周りとの調和を考えて、計画させるべきです。 40mもの建物が何棟も建って調和する場所ではありません。 周りの住民の土地を殺す気ですか。 環境を守るのも市の役割です。 市民として、計画地の目の前に住むものとして反対します。
Ⅱ-84	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 この計画がある、目の前に家を購入しました。 周辺には、学校等しかなく、圧迫感のある建物はあります。40mもの建物が建てられることはない土地のはずです。 農地だったからとは言え、周りの環境を見てください。 調和するのは宅地や老人ホーム、コミュニティセンターなど、子供たちや周りの学校が使える施設、住んでる人達の生活に有益な建物だと思います。 40mものDCセンターだとは思えません。 印西市の様に白井市も、市独自の条例で、市民の居住環境を守るべきだと思います。 そんなものしか計画が進まないのであれば、市街化区域から外すべきだと思います。 子供を育てやすい街づくりをする事が市の発展に繋がると思います。 このDCセンター計画には未来を感じません。 断固反対します。
Ⅱ-85	白井市の住民	Ⅱ-2と同じ文章の後、 第1種低層住宅専用地域だという事で家族と相談して高い建物も建たないとの事で住んでいます。 40mの高さは反対です。 日かげになる近所の家の方の事も考えて下さい。 宅地造成（農地だから建てられない）も良いのでは。 建てられる様にして下さい。
Ⅱ-86	白井市の住民	私たちの住む閑静で健康的かつ快適に暮らしている住宅街の真ん中に隣接して 40mもの高さのデータセンターの建設計画を許可する地区計画に反対です。 私たちは 40 年近く前、高い建物もなく閑静で良好な理想的ともいえる居住環境のこの土地を選び移住し、健康的かつ快適に暮らしています。 今この土地に良好な居住環境を破壊する 40mの高さのデータセンターが建つ建築計画を許可する地区計画を市が率先してすすめていることに、驚きを超え怒りがわいています。 もしデータセンターができると数々の問題が起き、私たちの平穏で快適な生活に大きな悪影響がでます。 日照の問題 ・洗濯物の乾きが遅くなり、その日のうちに乾かなくなります。 ・大切に育てている草花の生育が悪くなり、生き甲斐が奪われます。 ・午前中も照明を使わないと家事に支障が出ます。

番号	提出者	意見書の内容
		・道路が凍結したり、雪が解けるのが遅くなり、外出に支障が出たり危険があります。 ・日に当たる時間が減り、健康に影響が出ます。 騒音の問題 ・24時間365日発生する騒音で安眠が妨げられ健康に影響が出ます。 排熱の問題 ・気温が上がり冷房の電気代がより掛かります。 ・地球温暖化に悪影響を与えます。 ・局地的なゲリラ雷雨の恐れがあります。 ビル風の問題 ・ビル風により転倒の恐れがあります。 ・洗濯物が飛ばされます。 非常用発電機の問題 ・すぐ近くに燃料タンクがあり、災害時が心配です。 ・運転した時の排煙で洗濯物が汚されます。 精神的問題 ・建物の威圧感で常に圧迫感を感じます。 資産価値の問題 ・住宅地の隣に巨大な建物群が建ち、住環境が悪くなることで地価が下落します。しないというなら不動産鑑定士等に調査させてみてください。 直ちにこの地区計画を中止してください。 市がこの土地の地区計画を立てるのなら、市民のことを第一優先に考え、知恵を絞って市民に真に喜ばれるような計画にしてください。 それが市民のための市の役割ではないでしょうか。
Ⅱ-87	白井市の住民	本計画（案）は周辺住民の意向を全く無視したものであり、即時撤回もしくは修正すべきである。 1. 手続きに至る過程の中で、都市計画審議会の中の都市計画の専門家の指摘に「常識的に40mが周辺環境に十分配慮した数値で、適切に定められた数値であるとは思えない。32mとか34mとかいう高さでも周辺環境に配慮した数値で適切かどうかさえも難しい」を始め数々の指摘事項も全く考慮されておらず、答申の「高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して進めること。」とあるが、周辺住民は全く理解も納得もいわんや合意もしていない。 都市計画審議会の答申を受けた行政経営戦略会議でも、「周辺住民の理解が得られているのか。」との問いに対し根拠のない希望的観測で「理解は得られたととらえている。」、さらに「今後の都市計画手続きの対象においても近隣の配慮が必要と考えており、答申の要望のとおり周辺住民の理解をさらに深めた上で必要な対応は検討する。」、などと決定を誤誘導し、その後の対応はない。

番号	提出者	意見書の内容
		そのうえ市長の指示事項「都市計画審議会の答申における要望を重視して手続きに着手すること。」も全く無視した計画（案）である。 2. 本計画（案）において、地区計画の目標として本地区が「市街化区域の住宅地に囲まれた良好な居住環境が形成されている。…既存住宅の良好な居住環境及び自然環境との調和した、良好な地区整備の形成を図ることを目標とする。」とあるが、土地利用の方針では業務施設地区 A を「業務施設地区として周辺の住居環境に配慮しつつ適切な土地利用を図る…」とあり既存住宅の良好な居住環境との調和については削除されており、既存住宅の良好な居住環境の保全は担保されておらず、結果 40m という周辺住民の意思を全く無視した本計画（案）となっている。 3. 本計画（案）では建築物の高さの最高限度 40m の制限は既存住宅に面する 1 号境界線からの 25m のみで、2 号壁面線では境界線から 6 m の距離から高さ制限はなく 40m の高さを許容している。 さらに電気供給施設及びその付属建築物、事務所の付属建築物については境界からの壁面の距離の制限はなく、最高限度についての制限は 1 号境界線に面して 10m の高さ制限はあるのみで、その他の境界についてはない。 本計画（案）は近隣住民から再三要請している内容を全く無視したものと言わざるを得ない。 4. 地区計画の決定理由として、「地域の特性及び交通の利便性を活かしたデータセンターの立地を適正に誘導するとともに、既存住宅の良好な居住環境及び自然的環境と調和するため、地区計画を決定しようとするもの」とあるが、2 項で述べたように既存住宅の良好な居住環境及び自然的環境と調和はおろかこれらを破壊し、市民の健康で文化的な平穏な生活を破壊するものである。 またデータセンターについては交通の利便性は必要とされるものではなく、駅から徒歩 10 分圏内の住宅地、文教地域の真ん中にデータセンターを建て、市民の平穏な生活を破壊するものである。 さらに、常勤者 20 名程度、それも専門性を持った人材ということで、市民の就業機会の増加ははなはだ疑問である。 更に市は若い世代定住 PJ 近居推進事業を推進しているが、環境破壊された住宅地に若い世代の人口増が期待できるのか、また若い世代定住推進をうたいながら、居住住宅地を平易で破壊を許容する白井市に魅力を感じて住もうとするのか、はなはだ疑問である。 本計画（案）は地域の振興に貢献しないばかりでなく、既存住宅の良好な居住環境及び自然的環境を破壊する、市民には何のメリットもない不適切極まりないものである。 5. 本計画（案）は、本計画（案）を基に開発計画を進めようとしている一私企業が開発計画に基づいて提案した計画に沿った形で作成されたものであり、地域住民の意向も要請も全く無視されたものである。 この一私企業は復地区のみならず、桜台地区においても開発計画を進めており、両地区における開発の考え方について機会ある毎に、「経済性、合理的事業性」や、法令上クリアできれば問題ないなど法令の趣旨を全く理解しておらず、良好な居住環境及び自然環境との調和を図るといような社会的責任を果たすという姿勢は微塵も持ち合わせていない。 もし事業性、経済的合理性を求めるなら、この地区はデータセンターの適地ではなく企業の判断ミスであると言わざるを得ない。

番号	提出者	意見書の内容
		このような一私企業の開発計画に基づいて提案した計画に沿った形で作成された本計画（案）を市は住民の要請を取り入れた形の地区計画に修正すべきである。
II-88	白井市の住民	「印西都市計画復業務施設地区 地区計画（富ヶ谷地区における地区計画）」に反対します。 （理由） ①この案は、データセンター建設を既成事実化・正当化し強行に実行するためのものと思われます。 行政当局（白井市）は、税収アップしか考えておらず、住民の生活環境悪化を軽視していると思われます。 データセンター誘致にて、地域住民の犠牲のもと、税収アップを図ろうと意図しているのは明白です。 まさに「公権力の濫用」です。 同時に当初から「富ヶ谷地区はデータセンターありき」であったことを行政当局（白井市）自身がこの案の公表により証明してしまいました。（語るに落ちる。） 今後、もし裁判になった場合、今回この原案につき裁判所は著しく心証を悪化させるものと思います。 「行政当局による公権力の濫用による公助良俗違反」と看做するでしょう。 ②富ヶ谷地区にデータセンターが建設されると、今後半永久的に、地域の環境を悪化させることになります。 長期的視点でデータセンター建設の功罪を検討する必要があります。 この地区にもっとふさわしい土地利用方法が他にもあります。 私は既に、令和7年4月15日に白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次の意見書を提出しております。 この意見書では、反対理由として下記をリストアップしました。 （反対理由） [Ⅰ]富ヶ谷地区はデータセンター建設場所としてふさわしくない。 [Ⅱ]当初の市の説明に瑕疵（詐害行為）があったこと。 [Ⅲ]地主（農家）、地域住民（白井市民）、行政当局（白井市）三者にとってもっと良い解決方法があること。 [Ⅳ]富ヶ谷地区以外にも代替地となる場所があること。 [Ⅴ]建設が開始されると訴訟（裁判）となり、多額のコストがかかること。 を述べ、特に、[Ⅲ]地主（農家）、地域住民（白井市民）、行政当局（白井市）三者にとってもっと良い解決方法があること。では、データセンター以外でも、白井市の歳入を上げられて、農家や市民等各三者にとって、ベターとなる方法を提案させて頂きました。 白井市の歳入を上げるのはデータセンターでの固定資産税のみではないことを、指摘させて頂きました。 白井市を豊かにするのは、お金だけではないことも訴えた積りです。 具体的には、市営のパークゴルフ場の開設です。 市民の健康維持や食堂併設による市民の憩いの場の提供、オレンジカフェの設置等による高齢化対策です。 今回のデータセンター建設で話題になっておりますいわゆる「地域貢献施設」に該当します。 今後、隣接する白井高校や市内中学校に「パークゴルフ部」を創設してもらい、将来的には、白井市で年一回『高校生のパークゴルフ全国大会』を開催するのも良いかもしれません。

番号	提出者	意見書の内容
		恐らくスポンサーは容易に見つかるものと思います。 白井パークゴルフ（仮称）をパークゴルフの「メッカ」「甲子園」にすることで、観光客が増えるかもしれません。 ③運用基準での（D） I C 周辺開発誘導型より（C）住環境整備型の方がふさわしいこと。 市街化調整区域の運用基準では、4つの類型を設けています。 すなわち、（A）拠点開発誘導型、（B）沿道開発誘導型、（C）住環境整備型、（D） I C 周辺開発誘導型です。 今回の地区計画決定の要因として（D） I C 周辺開発誘導型ばかりを強調していますが、冷静に検討すれば、富ヶ谷地区はまさに、（C）住環境整備型に適合します。 富ヶ谷地区が、小室 I C から概ね 2 km 以内の区域に入ったので、（D） I C 周辺開発誘導地区を適用しデータセンターを建設することですが、まさにこのことが当初からデータセンターありきであったことを証明しております。 運用基準では （C）住環境整備型 ・自然と共存したゆとりある低層住宅地の形成を目指す ・立地可能な建築物の用途は専用住宅の用途とする。 となっており、富ヶ谷地区は周辺の第一種低層住居専用地区と調和がとれます。 （D） I C 周辺開発誘導型 ・地区計画は、周辺環境との調和を図り適切に定める。 ・周辺環境にそぐわない恐れのある施設の立地は規制する。 ・高さは、周辺環境に十分配慮した数値で、適切に定める。 とあり、高さ 40 メートルのデータセンターはふさわしくないことになります。 以上のように、運用基準及び周辺環境からデータセンターはふさわしくないことになります。 ④千葉県がこのような無謀な計画を認めるはずがないこと。 当初、白井市は、富ヶ谷地区は千葉県の指導で住宅地に出来ないと認識しておりました。 令和 7 年 4 月 1 5 日付け白井市まちづくり条例第 34 条第 1 項の規定による私の意見書にも記載したとおり、私の千葉県への質問状に対して千葉県都市計画課の回答の通り、これは行政当局（白井市）の住民に対する詐欺行為であったことが証明されました。 いくら行政当局がデータセンターを誘致したいからと言って、住民を騙すような行為は許されません。 恐らく、千葉県は ①当初からデータセンターありきであったこと。 ②当初に行政当局（白井市）による住民への詐欺行為 ③根強い地域住民の反対 ④データセンター用地としての適性 ⑤業者よりの地域住民への説明不足（不誠実な対応） ⑥データセンターを事務所と定義する妥当性

番号	提出者	意見書の内容
		等々を考慮すると、千葉県の法定協議の段階で千葉県がどのような判断をするかは明らかだと思います。 恐らく、今回の白井市の場合当たりの行為は、千葉県は見通しているものと思います。 白井市が何を考えているのか、いかに住民を軽視しているのかは既にお見通しのことと思います。 ⑤最後に、「白井市職員は住民に寄り添った行政をお願いしたい。」 これほど反対意見がある中、何らの対応ができない白井市の職員には少し呆れています。 まさに、データセンターありきでしか物事を考えていないのではないかと思います。 今回の地区計画の案をデータセンター建設のために一方的に決め、強行しようとしていることは、「公権力の濫用」でしかないと思います。 今後、訴訟になった場合に、裁判所は厳しい判断を下すものと思います。
Ⅱ-89	利害関係人	データセンターの建設に断固反対します。 第一種低層住居専用地域の真横にある元農地に高さ 40 メートルにも達するデータセンターの建設を白井市当局が許可することは、誰が考えても常軌を逸していると言わざるを得ない。 隣の印西市のようにニュータウン計画による大規模空地があるわけではない白井市は安心して穏やかに暮らせる緑の多い街づくりを行い、定住人口を増やすしか道はないと思います。 住宅地のど真ん中にデータセンターの建設を推進する市当局の姿勢は、新たに住宅の取得を考える人々にはマイナスの影響を及ぼすでしょう。 データセンターは就業人口を増やすこともないし、賑わいを生むこともないでしょう。 固定資産税の税収が多少増えても、白井市はもっと大きなものを失うと考えております。
Ⅱ-90	白井市の住民	中学校、小学校、子供達に対する影響、住宅地の中にデータセンターを作ることは考えられない。 日照が悪化し健康状態が心配。 白井に住んでいる満足感がなくなる。静かさ緑。
Ⅱ-91	白井市の住民	市はこの都市計画提案書の内容を適切に判定したのかを問う 「印西都市計画復業務施設地区地区計画」の決定理由によると、都市マスタープランの土地利用方針と運用基準ン類型に即していることにより決定した。 I Cを活用して産業を誘致することで、富ヶ谷地域の振興と活性化をさせる。とあるが、 1. データセンター建設が、富ヶ谷地区の振興と活性化には寄与しないと認識するが、市が是とする理由を聴きたい。 2. データセンターを富ヶ谷地区に建設する土地利用が都市マスタープランの目指す将来像『「住んでみたい」、「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるまちを創っていくことを目指す』と整合しないと認識するが、市が是とする理由を聴きたい。 3. 『I C周辺開発誘導型』が本地区計画の類型である。これが適用された理由は『小室I Cから半径2 km以内』が全となっている。 第一種低層住居専用地域と小中学校、保育園、障害者支援センターの目の前の建築物は、ここに住む、集う人々が

番号	提出者	意見書の内容
		視覚的に快適と感じる高さ、幅、大きさや色彩などヒューマンスケールへの配慮が必要と思われるが、この配慮が欠如している。 適用外基準等が不十分と考えるが、改めて、市の考えを聴きたい。(ヒューマンスケール：人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさ) データセンター建築物に反対する理由 1. 富ヶ谷地区は、第1種低層住居専用地域のため、高さ制限 10m ですが、その真ん中に高さ 40m の建築物が建設されようとしています。 そのうえ、小学校、中学校、保育園、障害者支援センターに近接していること。 2. 都市計画審議会の答申には「建築物等の最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して、進めること。」とあるにも関わらず、審議会で討議された「素案」とは異なるデータセンタの建設が計画されています。 「素案」では、データセンターの高さが 15m～20m とされていましたが、地区計画においては、この高さが 40m に変更されたデータセンターが建設されようとしていること。 3. 重油貯蔵を大量に貯蔵し発電設備を内蔵する危険な建物であること。
II-92	白井市の住民	前回の意見書で、量子コンピュータ（実際には光量子コンピュータ）の普及により旧来のスーパーコンピュータが電卓になると書きました。 古い世代のエンジニアに訊くと、「量子テレポーテーション」とか「100 億光年間を一瞬のテレパシーのように繋ぐ」とかが理解できなかったようですが、図書館で調べてみると、なるほどと理解できたようです。 それはしょうがないことだと思います。 何しろ当初は「量子力学」や「波動方程式」だって、実験する手立てもなく、頭のなかでイメージするしかなかったのですから。 それが、後のテレビ（電子銃から発射された電子がブラウン管で像を結ぶ＝電子という粒子がブラウン管の波に変わる＝波動法定式の成果）やトランジスタなどに使われ、現在に至っています。 光量子コンピュータ実用化は間も無くと思います。 都市計画決定への意見を申し上げます。 案1：私はあの土地をデータセンターでなく、介護高齢者施設として活用することを提案いたします。 ただの介護高齢者施設ではありません。 所謂「老老介護」の施設です。 徹底的な機械化と先進技術を駆使し、下の世話から食事の提供、入浴、etc・・・。 やれることはすべて自動化します。 施設の従業員は機械のメンテ（これは普通の有資格者）とメンテ以外の職員はすべて近隣高齢者です。 近隣高齢者は何をするのか？ 話し相手と遊び相手です。 ただし介護ポイントの預金ができます。 介護ポイントは施設入所に有利になります。

番号	提出者	意見書の内容
		介護ボランティア育成の目的は社会参加による認知症予防です。 案２：高齢者向け農業実践講座 あの土地を使って高齢者向け農業の講座を開く。 これも多くは自動化します。 成果物は産業まつりなどで売買します。
Ⅱ-93	利害関係人	・白井や小室にインターが出来るということだけでインター近くにあると良い施設が出来るのではなく、また第一種低層住居専用地域にすぐ隣接する場所に 40m もの高さのものが建設されるのは非常に迷惑である。 ・白井駅徒歩圏 15 分以内の場所に勤務する人も少ないデータセンターが将来の白井市に必要だろうか？（これは市役所近くのデータセンターもしかりである。） ・健康で文化的都市を目指す白井にとってこの決断が将来にわたってより良いものだろうか。 緑あふれるというなら農業指導者のいる農園とか近郊の人も呼び寄せるようなものを考えてほしい。 ・地震にも強い地盤とう理由でこの地に計画が寄せられたと思うが、現地はもともと傾斜地で盛土をしないと平にはならない土地である。 すぐ隣でどんどんやられると思うと自分の家にも影響がでそうで心配である。 ・データセンターは排熱が必須で、それが住居がたち並ぶすぐ隣であるというのは健康面でも心配である。 又、地下に重油タンクを持ち非常用電源で利用するという、危険も隣合わせで住宅地すぐ隣は不安だ。 ましてや近くには白井高校、南山保、小・中学校、幼稚園もあり影響は多大である。 ・データセンターは大量の電気を消費する。 環境にも配慮する必要がある、先程述べた重油タンクもあることから、市で誘致するのであればデータセンターを一か所にまとめてほしい。 市内あちこちに危険をとまなう施設が市民としても心配である。 ・この場所で建設ありきでの話の進めで、住民に有用な施設をつくるので了解を求めているが、そもそも住民としては学校同様程度の建物については仕方ないとも思っているが、今回のような話には工業地帯のようなグリーンベルトや道幅片道 2 車線道路のような境めがあるのならまだわかるがこんな隣接している所では許しがたい。 ・そもそも市は目先の税収入の為に所かまわず土地利用を考えていないか？ 鉄道、道路と共に空港や都心につながる地の利をもっと生かす長期的視点で発展させてほしい。 ・インター近くということで、データセンター建設の話が出てきたが、将来的に近く技術が発達し、このような大きさの必要がなくなりそもそも物流会社なので物流に変更して使用するつもりではないかとうたがっています。
Ⅱ-94	利害関係人	印西都市計画復業務施設地区地区計画の決定について なにもこんな住宅の横に計画しなくてもいいじゃないか！という意見だ。 違法ではないにしても建物の高さなど周りの住民が納得していないこの内容で進めるのは非常に問題だ。 この件の進め方に関してはすでに近隣の住民は白井市や業者に対して不信感を抱いている。 日照やビル風についても影響が出るだろうし、そういったデメリットを払拭するメリットが無いと納得は得られないと思う。 小さな商業施設やいこいの場などだけではなく、住宅と建物の間にもっとスペースを取り大きな緑地帯（公園）

番号	提出者	意見書の内容
		を検討するとか、風で影響がでる白井高校のグラウンドを整備するなど、もっと喜ばしいことを考えていただきたい。 地権者様の事情もお聞きしておりますし、もちろん白井市の税収も大切です。 しかしこのままの計画では賛同出来かねます。
Ⅱ-95	利害関係人	・学校が多く、住宅地である池の上地区に 40m の高さのデータセンターを建てることは都市計画として、間違っていると思います。 ・計画に反対です。 ・市長は住民と向き合ってほしいと思います。（市の職員も向き合ってほしいと思います。） ・住民の願いは、住環境、教育環境を守ってほしいということだけでございます。
Ⅱ-96	白井市の住民	提案〈フットサルを中心とした緑あふれるスポーツ振興の都市公園づくり〉 白井市の現状と将来を鑑みて提案します。 壱番に申したい事は、「長い目で地域地区計画を創ってもらいたい」ということです。 次に、住民を分断し恨みを残すようなデータセンター誘致の考えには反対です。 将来、ほかの市町村と合併する場合でも強みのある特徴のある都市として売り込めます。 そのための案を考えました。 そこで表題の提案があります。 富ヶ谷地区から北総線をまたぎ法目地区の田畑までつなげ、交通インフラが整った「フットサルを中心とした緑あふれるスポーツ振興の公園都市づくり」を想定できます。素人案であり色々と問題はありますが検討する価値はあります。 そのために白井運動公園とデータセンター用地を交換する。 運動公園周辺を工業団地に指定してはどうでしょう。 私は千葉ニュータウン入居 1 期生です。 入居後 3 年ほどした頃、白井運動公園の近く、今は「市民の森」に指定されている地区にある弁天地周辺に子供を連れて探検に行きました。 疎水に沿って歩いて行った先に出現したのは産業廃棄物の山と鼻を衝く臭いと色の付いた汚水溜りでした。「見えてはいけないものを見てしまった」。 このことはつい最近まで自分の胸の奥で眠っていました。 定年後私は田園風景が好きで市内をよく歩きます。 そこで改めて気づいたのは市内に「所謂、ヤードと呼ばれる自動車等の解体業や廃棄物の処理工場」の多さです。 特に白井運動公園周辺と木下街道に続くとおりの左右に集積しています。（競馬学校や野口地区の近くにもあります） 廃棄物処理は誰かがやらなければならない作業だと思います。 しかし、今の運動公園や市民プールには小さな孫たちだけでは危なくて絶対行かせたくありません。 これは多くの住民が申していることです。

番号	提出者	意見書の内容
		そしてここにきてデータセンター問題です。 気が付いたら市役所の前、しかも南側に巨大な 50m もあるデータセンター（DC）の建設が決定していました。 さらに富ヶ谷と桜台でも、特に富ヶ谷は住宅や多くの教育施設の南側に 40m の巨大な建物が建つ計画がある。 私が長年住んでいる南山第一住宅も影響を受ける。 日陰問題・風害・電波障害・温熱問題などなど、DC は住民を分断に追い込む大きな問題です。 このまま DC 建設をみとめれば、白井市は地域地区がめっちゃめっちゃの「何でもあり」の品のない市になってしま す。 これでいいのか。 しかし提案が受け入れられれば、多くの若者を巻き込んだ「まちづくり」が始められます。 例えば「白井市をフットサルのメッカとし、併せてスポーツ振興都市にする」のスタートです。 富ヶ谷はフットサル公園用地として市が買い取り、運動公園の土地を DC 運営会社買い取らせます。 今の運動公園は、全国的なまた国際的なスポーツを開催できる環境でしょうか。 フットサルに拘りません。 アーバンスポーツでもかまいません。 こうした目標を 2 年から 3 年ほどかけて市内の学校の子供たちに案を膨らませてもらいます。 成功しなくても計画に参加した子供たちは「自分たちの関わった町」としていつまでも親しみと愛着を持ってもら えます。 この案はメディア受けをするし、上手くいけば 464 号線を松戸方向の有料道路とつなげることを早めることにも なります。 近年サッカー熱はますます高まっており、この波を利用して、子供たち（高校生・大学生を含む）にスポーツ振 興計画を中心に都市計画を策定してもらう。 これは学校の各クラスで「ブレインストーミング」（アイデアの抽出）と「KJ 法」（分類と論理的まとめ）で計画 を作る。 富ヶ谷 DC（データセンター）予定地にフットサル公園と施設を造る。 また余裕があれば市民プールの移転も考慮してもらいたい。今の場所より小さな子供たちが安心していけます。 （全国住みよさランキング白井 410 位、印西市 21 位、流山市 89 位） フットサルを選定する理由 サッカーやラグビーは柏市、バスケットボールは船橋市が先行しています。 しかしフットサルは場所が広くなくても済むし、近年作家熱はますます高まっており、この波を利用しない手は ないとの考えです。 しかもフットサルはまだ発展途上にある事とどこも中心になる都市がない。また富ヶ谷も桜台も小室インターチ

番号	提出者	意見書の内容
		エンジに直結している。 広く長い目で地区計画を考える。 白井市は成田と羽田の国際空港をつなぐ交通線上にあり、また柏・船橋・印西といった大きな協力な都市とつながっています。 この環境を十分に利用し「住みよい印西の隣で、なお都心に近い白井市」「東京ディズニーランド、東京ディズニーシーに次ぐ日本国内3位の人気：アンデルセン公園に近い白井市」「国際空港や三浦半島にも直結した白井市」「ショッピングや病院にも便利なまち白井市」、「フットサルのメッカ、緑あふれるスポーツ振興の公園都市：白井市」（お散歩のまち・樹木葬公園墓地のまち） 時間はかかりますが、市の方針が決まれば、多くの市民の賛同が得られ、いま進めている「小学校区まちづくり協議会」の活動ともつながります。 また、将来合併問題が起きた場合でも主導権が握れます。ぜひご一考を。以上
II-97	白井市の住民	1. 都市計画審議会の付帯意見について 都市計画審議会で「建築物等の高さの最高限度について周辺の理解を深め、必要な対応を検討」との付帯意見が付されました。 しかし、市は、2025年4月の説明会で周辺住民の理解が深まったか否かを判断する指針はないと言いました。市が周辺住民の理解が深まったか否かを判断ができなまま、計画の実行を進めることは、周辺住民の理解の状況に関係なく当該計画を実行することになります。従って、当該計画に反対します。巨大なデータセンターに圧迫感を感じるか否か、建物高さについて賛同しているか否かは、周辺地域の住民であり、市が建設業者や地権者ではありません。 2. インターチェンジはデータセンター誘致の根拠にならないことについて 2025年4月の説明会で市は、トラブル対応等のため緊急的にデータセンターに駆け付けられるようインターチェンジが必要と考えていると説明いただきました。 しかし、GLPはこれまでに次のように住民に説明※し、富ヶ谷地区にデータセンターを建設にあたって、インターチェンジが隣接していることを建設の必要条件としていません。また、データセンターを勤務するのは4棟がすべて稼働して80名程度であり、インターチェンジを活かした土地利用とは到底言えません。また、今後は経済的合理性からリモートワークが増えると考えられますので、データセンターに通勤する従業員は80名を下回ることが予想されます、従って、インターチェンジ隣接地の土地利用として当該計画が適切ではないため、当該計画に反対します。 ※GLPの説明 ・GLPは、データセンター建設にあたり、インターチェンジを生かすかは考えておらず、インターチェンジをどう生かすかは市が考えることと承知している。 ・トラブル対応等のため緊急的にデータセンターに駆け付けるような事象の一般的な頻度は把握していない。

番号	提出者	意見書の内容
		・データセンター1棟あたり約20名が常時勤務し、4棟あるため全体では約80名が勤務する。 3. 周辺住民の立場に立ったメリットとデメリットの考察 市は、データセンターを誘致することによる周辺地域住民のメリットとデメリットを示していません。それは当該計画が周辺住民にとってメリットがないためだと判断します。従って、当該計画に反対します。 4. 自治会による要望書について 周辺住民の各自治会が市長に文書で要望を出しましたが、回答を頂いてません、このため、当該計画に反対します。 5. 周辺住民と市・地権者との基本方針の策定について 当該計画については、計画の基本的なこと（例えば建物の高さ、用途、安定性、住環境の変化の許容度など）について、計画推進者（市・企業・(GLP)・地権者）と周辺住民の考えが乖離しています。現状よりも計画の初期の段階から周辺住民の意見を取り入れる必要があります。なぜなら、多数の周辺住民が反対するような素案について都市計画審議会で話し合っても無意味であるからです。 現状のように開発計画の後半で周辺住民の意見書による反対が多ければ、それまでの計画推進の手続きをやり直すことになり、行政、企業、地権者、周辺住民の労力と時間が増し、その結果、計画の実行が遅れてしまいます。 周辺住民の意見を反映する段階は、地区計画の大枠をきめるとき、パートナー企業の応募要項を決めるとき、パートナー企業（今回の場合はGLP）を決定するとき、パートナー企業の開発事業計画の内容を決定するとき、など複数の段階にあると思います。 6. 市（行政）の中立性について これまでに周辺住民は自治会として市に対し当該計画への反対を表明し、また市やGLPが行う説明会の場で反対意見を伝えてきました。その中で、市はGLPと地権者の案を優先し、周辺住民の意見を計画に反映しようとしませんでした。説明会や市議会で市は、定められた手続きに沿っているということを使うばかりで、住民の意見を検討した結果を言うことはありません。現在定められている「手続き」には、計画の途中で周辺住民意見を検討し、計画に反映するという「手続き」は無いのでしょうか？計画に反映するという「手続き」が必要ということをご理解ください。 市には、企業・地権者・周辺住民・周辺の教育施設と中立の立場で計画を検討していただきたいです。従いまして、当該計画に反対します。

番号	提出者	意見書の内容
		7. 市街化調整区域の規制について データセンターでは、大量の電力を消費することから、高圧かつ複数系統による受電が必要であり、電気受給契約の締結のほか、新たな送電線敷設が必要で、オイルタンクなどの危険物を設置する必要があります。このことは、データセンターが市街化区域の 13 種類の用途地域のうち、工業地域または工業専用地域の種別であることを示しています。「工業地域」と「工業専用地域」では、住居や学校を建てることができません。第一種低層住居地域の中にある市街化調整区域を市街化区域に転用することは、「市街化を抑制すべき」とする印西都市計画区域マスタープランに反します。従いまして、当該計画に反対します。 (ご参考) 印西都市計画区域マスタープラン ⑤市街化調整区域の土地利用の方針 エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街化調整区域内において、許容される開発行為は、「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の基本的な性格の範囲内で、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、スポロール化を防止し地域の実情に応じた秩序ある土地利用への誘導施策を講ずるものとする。 市街化区域の用途地域の 13 種別 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・田園地域 ・近隣商業地域 ・商業地域（銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる） ・準工業地域（主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は建てられない） ・工業地域（どんな工場でも建てられる地域。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない） ・工業専用地域（工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない）

番号	提出者	意見書の内容
		8. データセンターの高さ・容積について データセンターは、約40メートルの高層ビルで、しかも南山小学校や中学校を遥にしのぐ床面積・容積で、巨大な建物です。このような巨大建物は、閑静な住宅街には馴染みませんし、データセンターの周辺住民の一人として、建物に圧迫感があり、放熱や日影の変化による気温・自然・住環境への悪影響や風害の脅威、景観と住環境の悪化、住宅価値の低下（悪化）があると考えています。 仮に、当該計画の地区に建物を建てるとしても、周辺の住宅程度の高さや規模か、最大でも南山小中学校と同程度で、住宅から建物までの距離を十分に取る必要があります。従いまして、当該計画に反対します。 9. 富ヶ谷地区の活用について 当該計画の地域は、住宅街の真ん中にある農地でしたので、今後も農地であることが周辺地域に最も馴染みやすいと思います。 白井は梨の名産地で、東京と成田に近く自然豊かであることが良い特徴です。当該データセンターを建設すれば、農地を失い、一度失えば再び農地にすることは困難を極めるでしょう。 果樹園、花卉園、観光農園、農業研究所。IT・AIを活用した先端農業など様々ありますが、いずれにしても後継者の問題から法人化して継承しやすいものが良いと考えます。 10. 市長のお考えについて 笠井市長は、現地を視察なさったのでしょうか。データセンターは南山と池の上の住宅地に挟まれ、小中学校、幼稚園、保育園、障害者支援センターの前にあります。白井市の文教地区で閑静な住宅街に高層で巨大なデータセンターの建設が適切か否か、理由も併せてご回答をお願いいたします。
II-98	利害関係人	意見書 別紙添付、一部重複しますが、4月20日提出分も添付します。 ①令和7年5月20日意見書 ②令和7年4月20日意見書 令和7年5月20日 地区計画（案）の意見書（市民・利害関係者） 富ヶ谷・地区計画に関し、時系列に記し意見を述べます ①令和4年7月5日 池の上1丁目地区計画の変更（白井市決定） 池の上1丁目の聖仁会病院跡地、教職員住宅跡地（以下聖仁会病院という）（第一種中高層住居専用地域・建蔽率60%、容積率200%、面積1.2ha）を高さ10m、一戸建て住宅しか建設できない第一種低層住居専用地域とした。

番号	提出者	意見書の内容
		変更理由は将来にわたり、ゆとりある低層住宅地、良好な居住環境と魅力あるまちの形成をはかるとしている。すばらしい適切な都市計画決定である。 このことにより市道 129 号線の外側（南側）は学校を除く全地域が第一種低層住居専用地域になり、すべての一戸建て住宅が建設されている。 ②令和 5 年 11 月 まちづくり協議会から地区計画に係る都市計画提案書を市が受付。 今年 4 月 26 日の地区計画原案の説明会の席上でまちづくり協議会の組織、人員構成を質問した。課長の回答は地主の集まりの会とのこと。 この提案書は市が紹介した日本 GLP(以下事業者という)が作成し、まちづくり協議会の名で提出したもの。 富ヶ谷地区計画の目標を聖仁会病院と同じ「良好な居住環境及び自然的環境と調和した良質な地域整備の形成」としている。 事業者の提案は市が掲げている目標と全く逆の高さ 40m、日影、風害、排熱、騒音、電波障害等住民にとって被害の大きい建築物であり、調和ではなく環境破壊です。 市はこの建築物が可能な地区計画（業務施設地区 A・B）を作成した。なぜ事業者のいいなりにこのような地区計画を策定するのか。説明願いたい。 目標の良好な居住環境を達成するには第一種低層住居専用地域の地区計画以外にありません。 ③令和 6 年 1 月 3 月 市都市計画審議会（2 回）の開催 市は前述の事業者作成の計画提案書（高さ 40m のデータセンター4 棟、地域貢献施設）をそのまま都市計画審議会に上程。 審議会では「建築物等の高さの最高限度について周辺の理解を深め、必要な対応を検討」等の付帯意見が付された。上記経緯を経て今日に至っているが建物の高さ等について具体的な対応は一切なされていない。 ○地区計画 地区計画はその地域の立地、環境等を考慮し、どの用途地域（商業地域、工業地域、住居地域）が当てはまるか事前に決めるもの。 まず地区計画決定ありきである。 富ヶ谷の場合、市は地区計画を決めないで、業者の提案を 100%受け入れ地区計画を決めようとしている。 市の主体性がなく業者のいいなりである。即刻撤回すべきである。 当該地は両サイドを低層住宅に囲まれている地域であり、データセンターでなく第一種低層住居専用地域の地区計画にして一戸建て住宅を建設するのがベスト。 信用のおける住宅デベロッパーに戸建て住宅団地の建設提案を求めたらいいと思う。 かなりの区画ができ、実現すれば現役世代の購入者が見込まれ、市が目指している令和 17 年、人口 6 万人以上維持のためにもなる。見解を求めます。

番号	提出者	意見書の内容
		○工業地域、(用途地域) 市街化調整区域から市街化区域への編入は千葉県が行うものですが、データセンターが建設されていれば工業地域に指定される。第一種低層住居専用地域のど真ん中に工業地域はありません。 市の都市計画上大きな汚点になる。見解を求めます。 ○存続梨園 2箇所開発面積から外れ市街化調整区域として残る梨園がありますがどうしてですか。 地区計画はその地域を一体的に開発するもので地域全体に網掛することが大前提。 所有土地の一部を残して梨園を続けたいなら、土地売却資金で他の調整区域の土地を購入すればよい。 梨園は年間を通じて薬剤を散布する。 晴れた日の日中、そのため近隣住民は窓も開けられず、洗濯物も外に干せず非常に迷惑している。 地区計画内に市街化調整区域の梨園が残ることに反対。 ○印西市データセンター 4月25日日経朝刊に千葉ニュータウン中央駅前のデータセンターの記事が掲載された。 建設場所は商業地域、建築基準法では問題ないが、印西藤代市長は「この場所にふさわしい施設はデータセンターではない」と断じている。 ましてや富ヶ谷は第一種低層住居専用地域の真中、文教地区でもある地域に40mのデータセンター(マンションにすると14階建て、容積率340%)を建設する場所ではない。 見解を求めます。 ○広報しろい(2025年1月号) 白井市全戸に配布される広報しろい、このなかで第6次総合計画基本構想が示され将来都市構想が記載されている。 富ヶ谷は黄色に色塗りされた住宅地ゾーン(住居系ゾーン)となっている。 ぜひ都市構想の通り実行されたい。 ○データセンター誘致 私はデータセンター建設に反対しているわけではなく建設地の問題です。 都市マスタープランにIC周辺検討地区としている小室駅と千葉ニュータウン中央駅間の広い市街化調整区域(緑農)に新たにデータセンター、物流倉庫の建設ができる地区計画を定め日影、風害等その地区内で解決できる地域を設定し企業誘致をしてもらいたい。 富ヶ谷地区計画は高さ10m、第一種低層住居専用地域にすべきです。 笠井市長の英断を求めます。

番号	提出者	意見書の内容
		意見書 令和 7 年 4 月 20 日 地区計画 市道 129 号線の外側（南側）地域は聖仁会病院、教職員住宅跡地、白井高、池の上小の敷地を除きすべて第 1 種低層住居専用地域（建蔽率 40%、容積率 80%、高さ 10m）であり良好な住宅環境が形成されている。 印西都市計画池の上 1 丁目地区計画の変更（白井市決定） 聖仁会病院、教職員住宅跡地は第 1 種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%、第 2 種高度地区）であったが、本地区は戸建住宅を主体とした周辺環境と調和のとれた街並み形成のため決定されたものであり、目指すべき市街地像を踏まえ、適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来にわたって良好な居住環境と魅力あふれるまちの形成を図る（都市計画審議会・市ホームページから抜粋）との理由で令和 4 年 7 月 5 日、共同住宅も建築できない 1 戸建て住宅の地区計画を決定、同日付で第 1 種低層住居専用地域に用途地域変更した。 適切な決定である。 このことにより学校を除く全地域が第 1 種低層住居専用地域となり、現在はすべて一戸建て住宅が建設されている。 上記のように、都市計画に適切な対応をしてきた白井市が、なぜ「開発したくない、してほしくない市街化調整区域」当該地域に建蔽率 60%、容積率 200%、高さ 40m の建築物、しかも事務所（データセンター）以外の建築物は建築してはならない地区計画を策定しようとするのか。 市は富ヶ谷地区の地区計画の目標を「本地区は市街化区域の住宅地に囲まれた良好な居住環境が形成されている。既存住宅の良好な居住環境及び自然的環境と調和した良質な地区整備の形成」と掲げている （令和 6 年 8 月 3 日 富ヶ谷地区地区計画に関する説明会資料） 聖仁会病院、教職員住宅の地区計画、富ヶ谷の地区計画も良好な居住環境の形成を図るものとしている。 聖仁会病院は中高層から高さ 10m までの低層へ厳しくし、また一戸建て住宅しか建てられないように決定しているのに対し、富ヶ谷は高さ 40m の建築が可能。 日影、風害、排熱、騒音、圧迫感、電磁波等住民に多大な悪影響があり、しかも地区計画、「良好な居住環境の形成」の目標とは真逆、調和でなく混乱、破壊ではないか。 このような地区計画は即刻撤回すべき。市の見解を求めます。 令和 2 年 8 月富ヶ谷地区まちづくり協議会設立、令和 5 年 11 月協議会から地区計画に係る都市計画提案書を市が受付とあるが、このまちづくり協議会の組織、構成メンバー、また提案書の内容（建蔽率 60%、容積率 200%、高さ 40m 等）を教えていただきたい。 40m の高さは協議会が提案したプランをそのまま受けたものであるなら市の主体性はなく、どうして住民を無視し

番号	提出者	意見書の内容
		営農をやめ土地を売却したい所有者および事業者側の立場にたつのか。 令和 6 年 3 月 25 日、第 2 回都市計画審議会で委員から 40m の高さを市が十分配慮した数値と思うとすればその根拠を明確にすべきとの指摘がある。 同感であり説明願いたい。 この地区計画が決定されたとしたら、固定資産税課税標準額は低額、都市計画税は土地・建物とも賦課されない市街化調整区域として残るのか。 また今回の開発区域に含まれない既存梨園（2 か所）はそのまま市街化調整区域として残るが、将来開発したいと申し出があったとき今回と同じ地区計画を採るのか。 回答願いたい。 市街化区域編入については千葉県がおこなうものだが、編入する場合、用途地域は商業地域・工業地域なのか。 第 1 種低層住居専用地域のど真ん中に考えられない。 地区計画の目標を実現するには今回の計画を撤回、当該地を第 1 種低層住居専用地域と同じ地区計画に設定し、戸建住宅ディベロッパーに働きかけ開発すべき。 市が目指している令和 17 年、人口 6 万人以上維持のためにもなる。 地域貢献施設（1 階建 建築面積 1300 m²、延床面積 1900 m²？） この敷地に店舗・飲食店以外の建築物を禁止する地区計画を設定しようとしている。 前述した聖仁会病院、教職員住宅跡地を第 1 種低層住居専用地域に地区計画・用途地域変更したのと全く整合性がない。 見解を求めます。 所有者は事業主でテナントを誘致する計画だが、この場所で採算のとれる商売は考えづらい。 早晚、箱物だけ残る廃墟となる。 地域貢献施設など必要なし。 事業者（GLP） これまでの資料は ①A4 用紙で小さい ②図面に縮尺がない（スケールがわからない） ③修正プラン等両面印刷で、並べて検討できない。すべて説明用図面になっていない。 令和 6 年 9 月 29 日説明会開催の案内状に、「データセンターの建設計画については白井市都市計画審議会の答申を経て周辺住民の皆様と協議を重ねるとともに関係機関との協議調整を行ってきたところ概ね計画が整ったので白井市まちづくり条例に基づき説明会を行う」とあるが、①関係機関はどこか ②協議調整した内容につき具体的に教えていただきたい。

番号	提出者	意見書の内容
		説明会資料は当日会場で渡され、事業者から一方的な説明、質問に対しては具体的な答えは無く質疑は会場の都合で早々に打ち切られる。 さらに 10 月吉日付、根本的な修正は無く、なにが修正されたのか不明な資料が郵送されてきた。これでは説明責任を果たしているとは言えない。 市は事業主の会社調査をしたのか。 その結果信頼に値する業者と判断したのか。 このような不誠実な業者に開発許可を出す事に反対である。 昨年秋、設置された看板によると A 棟 建築面積 5647 m² (建蔽率 29%) 延床面積 23677 m² (容積率 124%) 階数地上 5 階塔屋 1 階 高さ 40m 高さ 40m はマンションにすると 14 階建て、容積率は 340% となる。 第 1 種低層住居専用地域 (容積率 80%) の真ん中にこのような 340% 容積の建築物、マンションでも反対であるが更に害の大きいデータセンター建設は許されるべきでなく絶対反対である。 見解を求めます。 広報しろい (2025 年 1 月号) 白井市全戸に配布される広報しろい、この中で第 6 次総合計画基本構想が示され、将来都市構想が記載されている。当該計画地は黄色に色塗りされた市街地ゾーン (住居系中心) となっている。 ぜひ都市構想のとおり実行されたい。 見解を聞きたい。 市がデータセンターとして開発しようとしている 2 地域はいずれも既存の市街地に多大な悪影響を及ぼし付近の地価も下落。 住民の反対は当然である。 都市マスタープランに IC 周辺検討地区としている小室駅と千葉 NT 中央駅間の広い市街化調整区域 (緑農) に新たにデータセンター、物流倉庫等が開発・建設できる地区計画を定め、日影、風害、排熱電磁波等その地区内で解決できる地域を検討し騎乗誘致すべきと思う。 印西市はしっかりした都市計画の理念のもと着実に開発が進んでいる。 従って市民からの反対もない。
II-99	白井市の住民	地区計画の目標 白井市は、地区計画の目標は、既存住宅の良好な居住環境、及び自然環境と調和した良質な地区整備の形成を図ることとしているが、当地区に 40 メートルの巨大なビル「データセンター」を建設する計画は、良質な住居環境を壊し、自然環境も崩して調和もしない最悪な地区整備計画で白井市が地区計画の目標としている目標と全く乖離し

番号	提出者	意見書の内容
		ている。 白井市の目指すべき将来像の計画とは言えない計画。 取りやめるべきである。
Ⅱ-100	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-101	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-102	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-103	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-104	利害関係人	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-105	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-106	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-107	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-108	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-109	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-110	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-111	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-112	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-113	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-114	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-115	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-116	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。
Ⅱ-117	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ文章の後、 周辺住民からのこれだけの反対があるにもかかわらず、反対意見を無視した建設を実施するにあたり、以下の想定される被害への補償を強く求める。 1 日照被害 2 騒音被害 3 排熱被害 4 電磁障害 5 その他
Ⅱ-118	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ文章の後、 ・ 梨畑が市街化区域とはおかしくありませんか？ - 市街化調整区域ではありませんか？

番号	提出者	意見書の内容
		そして用途地域としては「田園住居地域」であるべきです。
Ⅱ-119	白井市の住民	無謀な計画 白井市の中心である白井駅から 700 メートルの戸建住宅、低層住宅、周辺に保育園、障害者支援センター、小学校、中学校、高等学校が点在する場所に、40 メートルの巨大なビル 4 棟「データセンター」を建設するという地区計画は、周辺住民の居住環境を破壊し、また、通園、勉学に励む児童、学生たちを無視した計画である。 白井市のこのような無謀な地区開発計画は大反対である。
Ⅱ-120	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-121	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-122	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-123	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-124	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-125	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-126	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-127	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-128	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-129	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-130	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-131	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-132	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-133	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-134	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-135	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-136	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-137	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-138	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-139	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-140	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-141	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-142	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-143	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-144	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-145	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-146	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-147	白井市の住民	環境に悪影響 当地区に、40 メートルの巨大なビル「データセンター」を建てる地区計画は、日照問題、風問題、騒音、振動、電波障害、景観破壊、など居住環境に悪影響を及ぼす、また建設中のダンプの往来、道路変更に伴う一般車両の通行などにより、当地区周辺の交通の危険度も増す。 周辺住民の長年の平穏な生活を破壊し、また通園、通学する児童・学生の危険度も増し学び・勉学にも悪影響を生むこの計画に強く反対する。
Ⅱ-148	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-149	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-150	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-151	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-152	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-153	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-154	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-155	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-156	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-157	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-158	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-159	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-160	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-161	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-162	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-163	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-164	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-165	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-166	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-167	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-168	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-169	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-170	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-171	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-172	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-173	白井市の住民	Ⅱ-147 と同じ文章の後、 住環境への影響 周辺に保育園、小中学校等点在する場所に、40mのデータセンターを建設する計画は、通園勉学に励む児童・学生や、周辺住民の住環境を破壊するおそれのある計画である。 白井市のこのような無謀な地区計画は反対である。
Ⅱ-174	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-175	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-176	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-177	利害関係人	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-178	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-179	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-180	利害関係人	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-181	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-182	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-183	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-184	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-185	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-186	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-187	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-188	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-189	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-190	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-191	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-192	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-193	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-194	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-195	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-196	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-197	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-198	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-199	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-200	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-201	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-202	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-203	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-204	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ文章の後、 無謀な計画 小学校、中学校、高等学校が点在する場所に 40 メートルの巨大ビル 4 棟は必要ありません。 反対します。 環境に悪影響 周辺住民の長年の平穏な生活を破壊し、また通園・通学する児童、学生の危険度も増し学び・勉学に悪影響を生むこの計画に強く反対する。
Ⅱ-205	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ文章の後、 DC 建設について 変電設備が近い＝コストが抑えられるというだけで住宅地横に建設するプラントではない。 仮に騒音、排熱、日照などで問題が発生した場合、誰が責任をとるのか、即時、運営を停止でもできない限り建設には反対である。 白井市にはほかに建設可能な土地がいくらでもある様に思える。 この場所にこだわる必要がない。
Ⅱ-206	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ文章の後、 市は国の許可を得ているとゆうことなのでデータセンター建設されるのでしょうか？ 市は住民のことを考えて少しでも良い環境の中で人々が暮らせるようにせめてビルの高さ等考えて下さい。 又、月に一度白い黒い雲も気になります。 体に害はないのでしょうか。
Ⅱ-207	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-208	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-209	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-210	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-211	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ。
Ⅱ-212	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-119 と同じ文章の後、 私達、市民に何かメリットがあるのかと考えてしまいます。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-213	白井市の住民	Ⅱ-99 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-214	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-215	白井市の住民	Ⅱ-119 と同じ。Ⅱ-147 と同じ。
Ⅱ-216	白井市の住民	環境悪化(工事中及び工事完成後) 40メートルの巨大で、無機質な「データセンター」建設による環境問題を引き起こします。 ①工事期間中の振動・騒音・埃、ダンプの往来に伴う交通の危険性増大、道路変更の危険性について今まで説明がなされず放置されており、住民の不安を増大させている。 ②工事完成後のビル風、景観破壊、日照問題、電波障害は解決されていません。 ③市は、これらの問題にどう取り組むのでしょうか。これら問題解決しない限り、計画に反対です。 疑問 ・計画されている現場を歩くと、既に梨は栽培されていませんし、今まで住んでいた住民（農家の方々）がいません。 ・もう計画は決定されていると思えません。 ・すると、問題提起されている事項は無視され、工事開始するのでしょうか？ ・この意見書は何のためにあるのでしょうか？ ・市のアリバイ作りで住民の意見は無視するのですか？ 地区計画の目標 1. 土地利用の方針 ・当該地区は市街化調整区域の農地で自然的景観が形成され、周辺は文教地区及び静かな低層住宅地である。 そこに巨大で40mの高層建物は完全な環境破壊であり、周辺と全く調和の欠いた不適切な計画であり、計画中止を提案する。 地区計画の目標 2. 地区施設の整備方針 ・この地区に新たに道路建設は、住民・学童へ交通の危険をまねくだけで取り止めるべきである。 地区整備計画 1. 業務地区A壁面の制限 ・白井市の定めた運用基準は「高さの最高限度は周辺環境に十分配慮した数値で適切に定める」とある。 当該地区（低層住宅街10mMAX）、小中学校の高さを考慮しても、この規定に準拠といえない。 白井市は自ら設定した基準を破ろうとするのでしょうか。 40mの高さは決して認められません。 ・2024年3月の審議会の指摘事項「建築物等の高さの最高限度は周辺の理解を深め、必要な対応を検討」の付帯意見付きである。 しかるにこの対応処理を怠っているとしか考えられない。

番号	提出者	意見書の内容
		市の信頼性が問われています。 総じて、富ヶ谷地区のデータセンターは不適切な地区であり、計画中止を訴えます。
Ⅱ-217	白井市の住民	計画反対 第一種低層住居専用地域は、低層住宅の良好な住環境を守るために指定された地域である。 このすぐ隣に 40m もの巨大なデータセンターを 4 棟建てれば地域の利点が奪われるのは明白である。 住民を無視した当該計画に強く反対し、市長には住民に寄り添った判断を求める。。
Ⅱ-218	白井市の住民	居住環境の保護 良好な住環境を保護するために定められた第一種低層住居専用地域の隣に高さ 40m もの巨大なデータセンターを建てることは、住環境の悪化を招くものであることから反対である。 建設計画地である富ヶ谷地区における法的な問題はクリアしていたとしても低層住宅地区に影響を及ぼす以上、住民の生活に寄り添った判断を求める。 第一種低層住居専用地域の隣に高さ 40m もの建物が建つことは々が住環境に十分配慮されたものであると判断しているのであれば、これが今後の白井市における都市計画行政の前例となってしまうことから、多くの市民が安心して暮らせなくなる。
Ⅱ-219	白井市の住民	白井市の計画（データセンター 4 棟）の建設には反対です。 理由 ①住宅地に近く 24 時間稼働する DC の騒音は迷惑です。 ②資源の過剰消費は、白井市住民の環境負荷が大きい（電気代など） ③交通渋滞：データセンターの建設、維持に必要なトラックの運行、従業員の通勤などで発生します。 ④滞在的な汚染：データセンターの排熱処理や自家発電設備の排ガスなどが白井の環境を汚染する。 ⑤過剰な設備投資発生 AI 時代も近いのに。 ⑥自然災害発生によるリスクが高い ⑦サイバー攻撃（セキュリティのリスク）が高い（中国、ロシア等） ⑧日照や街並みの美しさが、損なわれる。 ⑨雇用も少ない。 良好な住環境こそ一番必要です。 東京都から逃げる日本のファミリー世代を白井市に招きましょう！
Ⅱ-220	白井市の住民	Ⅱ-219 と同じ。
Ⅱ-221	白井市の住民	工事により直接影響を被る周囲住民に対する配慮 上記に対し、①万全の交通安全、②防災倉庫、防災井戸、会館等の建設を願いたい。
Ⅱ-222	白井市の住民	理由 40m の高さのビルが目の前に建つ圧迫感や日照障害などを業者や市はどのように考え住民の要望を無視し建設を強行しようとするのか。

番号	提出者	意見書の内容
		GLP のコスバを優先させているからではないのか。 不信感がある。 市には H29 に策定された南山 3 丁目まちづくり計画との整合性を誠意をもって住民に明示していただきたい。
II-223	白井市の住民	富ヶ谷地区における地区計画 縦覧図書「理由書」について 冒頭の「本地区」の説明が不明確です。 北総線白井駅から南東 1.4 km に位置する市街化調整区域で北千葉道路(仮称)小室 IC に近隣していることから広域ネットワークアクセス性に優れた地域であるとしていますが、白井駅、駅名表示は白井駅（ときめき梨の郷）から近隣に位置すると示すのが公平な示し方ではないでしょうか。 加えて、「本地区」は第一種低層住宅専用地の住宅群から南西から南東には半円型に囲まれ「隣接」している現況並びに住宅群の「近隣」には南山保育園、南山小学校、南山中学校、県立白井高等学校が立地していることの現況が「省略」された説明となっています。 「本地区」の正確な立地現況を示し、白井まちづくり条例の基本理念、都市マスタープランの土地利用方針運用基準にてらし、完成された低層住宅群の南西から南東側に 40m 超えの建物群を誘導したいと決定する。 理由をまた既存住宅の良好な居住環境と調和するとした明確な理由を具体的に示していただきたい。
II-224	白井市の住民	データセンターはその性質上、稼働後の人の出入りが非常に少ない施設です。 したがって「交通の利便性を活かした『データセンター』などの業務施設の立地」との説明には実態との乖離があると感じます。 インターチェンジ周辺という好立地は本来であれば多くの人の利用や地域経済への波及効果が期待できる商業施設や公共サービス拠点など、より交通の利便性を活かす用途に活用されるべきではないでしょうか。 データセンターのような稼働後の地域との関わりが限定的な施設をそのような立地に設けることは、市全体の土地利用戦略としても疑問を感じます。
II-225	白井市の住民	提案 住宅地に隣接する建物で 4F はきつい、現場は傾斜地だから、半地下 1F にして高さを押える事を考えてほしい。 都内では地震対策と車の振動対策で地下に設置している。
II-226	白井市の住民	市民のため？ 本計画は誰のための計画でしょうか。 市民のため、企業のため、どちらでしょう。 それとも税収増のため。 市長は住みよい白井を作るためになったのですか。 それとも企業誘致、税収増のためになったのですか。 計画に反対 とてもよい住環境のとなりに、高さ 40m の巨大な建造物が立った市民の気持ちを考えましたか。

番号	提出者	意見書の内容
		いやですよ、引越をしたくなる市民もでるでしょう。 引越してくる人も、やめてしまうでしょう。 そんな、計画でよいのでしょうか？
Ⅱ-227	白井市の住民	地区計画の目標 都市再生特別措置法の一部改正が令和２年６月１０日公布され同年９月７日に施行されたがその趣旨は全国のまちを安全な活力ある居心地の良いまちづくりを目標とすること。としている。 この地区計画周辺は保育園、幼稚園、障害者支援センター、小学校、中学校、高等学校が点在し、周辺は住宅地とし人を育てる施設が整った文教地区として安全な環境の良い地区になっている。 その環境の良い地区に４０ｍの巨大ビル４棟（データセンター）を建設すると云う地区計画は、周辺住民の居住環境を破壊し、危険物を埋蔵した建物を建築することは児童、学生、周辺住民を危険に曝すことになり白井市、市長の危機管理を疑う。 ロシア、北朝鮮、中国と有事の際にはデータセンターが標的となる。 白井市のこのような無謀な地区計画は大反対である。 全国さがしても数少ない教育施設の整ったこの施設を活用した若者を育てる白井市、市長のまちづくりに期待する。
Ⅱ-228	白井市の住民	建物の高さ 緑あふれる白井市の閑静な住宅街の近くに高さ４０ｍのデータセンターは周辺の景観を破壊してしまいます。 近くには学校が多くあり、子どもたちの教育環境によくない影響を与える要因となります。 建物の高さを近隣の学校の高さと同程度までに制限すること。 データセンターの建設する前に計画の見直しを求めます。 電力の問題 白井市は印西市と同じく、データセンターの誘致が非常に増加しています。 データセンターが増えることで電力の供給不足が起こり、地域の住民の生活に多大な影響が起こることが懸念されます。 例えば、昨今の夏の猛者の時期に停電があれば、エアコンが使用できず人命の危険が及ぶこと。 また、新規に増設される送電線の影響も心配です。 反対します。
Ⅱ-229	白井市の住民	Ⅱ-228 と同じ。
Ⅱ-230	白井市の住民	建物の高さ 緑あふれる白井市の閑静な住宅街の近くに高さ４０ｍのデータセンターは周辺の景観を破壊してしまいます。 近くには学校が多くあり、子どもたちの教育環境によくない影響を与える要因となります。 建物の高さを近隣の学校の高さと同程度までに制限すること。 データセンターの建設する前に計画の見直しを求めます。 電力の問題

番号	提出者	意見書の内容
		白井市は印西市と同じく、データセンターの誘致が非常に増加しています。 データセンターが増えることで電力の供給不足が起こり、地域の住民の生活に多大な影響が起こることが懸念されます。 例えば、昨今の夏の猛者の時期に停電があれば、エアコンが使用できず人命の危険が及ぶこと。 また、新規に増設される送電線の影響も心配です。 風害が心配です。 テロ対策はどうなりますか？
Ⅱ-231	白井市の住民	緑あふれる白井市の閑静な住宅街の近くに高さ 40m のデータセンターは周辺の景観を破壊してしまいます。 近くには保育園・小学校・中学校・高等学校などの施設があり、子どもたちの教育環境によくない影響を与える要因となります。 白井市は印西市と同じく、データセンターの誘致が増加しています。 データセンターが増えることで、電力の供給不足が起こり、地域の住民の生活に多大な影響が起こることが懸念されます。 昨今の夏の猛者の時期に停電があれば、エアコンが使用できず人命の危険が及ぶこと。 また、排熱による周辺環境への影響や、空冷システムによる騒音の影響も心配です。 冷却システムについては、騒音レベルの低い空冷以外のシステムについても検討すべきと考えます。 冬季には南山小・中学校への通学路も日陰になり、暗くなったり道路が凍結したり、通学する児童・生徒にも危険が生じる。 このような本件データセンターの建設には強く反対する。
Ⅱ-232	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ。
Ⅱ-233	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ。
Ⅱ-234	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ。
Ⅱ-235	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ。
Ⅱ-236	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ文章の後、 この地区は、もともとニュータウン計画に入っていたところですが、ニュータウン地区から外れたことにより調整区域となったと聞いています。 ニュータウン内では、住宅地区と業務地区は載然と区別され、境界には広い道路や緑地などの緩衝帯が設けられて計画的に整備されてきました。 ところが、この地区ではそういう緩衝帯がないままにいきなりデータセンターという巨大な建物を設置する地区として認めようとしていることに問題があると考えます。 行政側では、データセンターを設置しようとしている事業者に対し、地元自治会などが要望する圧迫感のない景観、日影、騒音などの問題解決について、自主的に対策を講じるよう調整されておりますが、事業者は、中でも最も肝心な建物の高さの低減についてはガンとしてゆずらず、しかも昨年初めに都市計画審議会で審議した際にベー

番号	提出者	意見書の内容
		スとした案をその後更に高く、圧迫感のある建物デザインにできています。 このプランでは到底納得できるものではありません。
II-237	白井市の住民	II-231 と同じ文章の後、 この住宅地の隣接にデータセンターは景観を損ねるだけでなく交通の安全に支障をきたす可能性もあり建設に反対する。
II-238	白井市の住民	II-231 と同じ文章の後、 ・池の上、南山地区は新住宅市街地開発法により住宅都市整備公団及び千葉県が施行した地域であり(昭和 62 年 5 月 29 日公示完了公告)良好な住宅地域として千葉ニュータウン白井地区の中心となる低層住居専用地域として開発された地域である。 富ヶ谷地区は低層住居専用地域に隣接した市街化調整区域の農地であり、都市計画法上の開発行為不可能地区に高層のデータセンターの建設計画は当初都市計画とは相容れない開発行為である。 ・都市計画地周辺は低層住宅としての土地利用が熟成された地区で周辺地区と一体化した土地利用として計画を変更して住宅地として住宅開発会社に土地を譲渡して、低層大型住宅地を建設することが有効土地利用である。 新たな住居の建設により住民税等の収入増に志の財政上もプラスになる。 さらに、富ヶ谷地区の土地所有者にとっても分譲地、代替地、換地として取得することにより譲渡税の節税になる。 それにより今後の生活の展望が望める。 ・白井市内の地価公示地として良好な住宅地として 10 年以上に亘り一番公示地価格の高い池の上一丁目 18 番の公示地はデータセンターができれば住居地域としての適性を欠き選定替えが予想され地価の下落が懸念される。 ・既存の特別高圧送電線(7,000kv)鉄塔から計画地までの距離に新設予定の受電所、変電所までの距離に新設予定の受電所、変電所までの距離約 500m の架線工事をするには景観の問題だけでなく電波障害が懸念される。 また良好平穏な環境を破壊することになる。以上
II-239	白井市の住民	II-231 と同じ文章の後、 池の上地区は住環境が白井市内で特にすぐれた低層住居地区で 37m の高層データセンターの建設は住環境の破壊につながり文教地区に多大の影響を与えることになり大反対です。
II-240	白井市の住民	II-231 と同じ文章の後、 1. 富ヶ谷地区データセンター(以下 DC)の回覧された立体図面において、境界からの水平距離と高さの関係を断面図でチェックすると、意図的に高さを低く表示しているように見える。 本図において水平距離が正しいとすると高さは約 30% も低く表示され、今回の一番問題である高さの影響が小さくイメージ(見る人が誤解)するように印象・操作しているのでは。 また、残された梨畑への日照時間への配慮はみられない。 梨の出来・不出来は日照時間の確保が影響するのではないのか。 2. DC 建設への提言 市役所側は、住民の意向にお構いなく市の税収増を狙っての DC 建設誘致。 一方、富ヶ谷地区住民は緑と快適な住環境を求め、白井市のこの地に住居を構えたのではないのか。

番号	提出者	意見書の内容
		然るに高さ 40mの壁が建設され、住環境の悪化、日照時間の減少、子供らの通学時の安全への影響及び教育環境の悪化等による将来への不安や懸念がある。 そこで、DC 建設に関し、住民側と市役所側双方及び企業側の三者が納得する解決法を以下に提言する。 ◎市役所東側の白井総合公園内南側地域に DC を建設する。 (白井総合公園周辺は雑木林、車両部品センタ等があり、学校も隣接せず住宅地とは十分に離隔。また、公園利用者もイベントのあるときを除き閑散とした状態。更に、ここであれば即工事に着工可能。) 提案の白井総合公園内南側地域への DC 建設により、以下の効果を期待できる。 ①市側の本事業最大の狙いである税収増を実現できる。 ②富ヶ谷地区住民側は住宅地としての住環境が保全され、かつ子供の小学校・中学校への通学時の安全は現行レベルが確保される。 ③企業側は建物の高さ制限や騒音や放熱対策等から解放され、建設の自由度は高まるため、コスト低減が期待できる。 また、要求している交通アクセスも保障される。 これこそ「三方よし」の解決法ではないか。 そして、公園機能の移転に伴う必要な諸経費は、当然企業側の負担として契約案件に盛り込むことになる。 何よりも建設間の騒音や工事車両の出入り等に伴う交通安全確保等の諸問題も解消できる。 そして DC 建設により失われる白井総合公園機能を住民多数の富ヶ谷地区に移すことで、公園利用者の増加も現在以上に見込めるのではなかろうか。
Ⅱ-241	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ文章の後、 ・今まで説明会に 4～5 回出席し、質疑等もしましたが、当初説明会内容から殆ど変化がない。 最近の説明でも建物がセットバックしたとか、緑道が増えたとか、4 自治会の意見を取り入れたとの説明がありましたが、この計画の最大の問題は、「建物高さ 40m」これを 30m以下にする事で、これにより日照時間、排熱、騒音レベル、消費電力、景観等がかなり軽減されると思うので、建物高さについては絶対に譲れない。
Ⅱ-242	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ文章の後、 データセンターの建設に強く反対します。 日経新聞 4 / 9 付及び 4 / 25 付の記事がありますが、いろいろな地域で DC センターの建設について地域住民とのあつれきが生じています。 そうした中で流山市においては、住宅地に近かったという事で、計画の撤回に追い込まれています。 DC が進んでいる印西市は居住エリアと DC の場所が明確に分かれています。 ただそうした中でも印西市藤代市長は、北総線駅前の DC については、「この場所にふさわしいのは DC センターではない」と明確に反対しています。 当地区は住宅街のど真ん中、さらに小中学校、保育園の隣接する中に DC 計画が進められています。 白井市笠井市長ご自身のご意見を是非お聞かせ頂きたいと思います。 我々市民の代表者である笠井市長が、この DC 計画に賛成されているとは考えられない。 当 DC 計画の撤回を笠井市長自らの言葉でお願いしたいと思います。